琴浦町スポーツ協会表彰規程

（目　的）

第１条　この規程は、琴浦町の体育振興に功績のあった者並びに優秀な成績を収めた個人及び団体表彰する。

（種類及び表彰対象）

第２条　表彰は次の各号に該当する者等に対して行う。

（１）体育功労賞

永年にわたり、本町の体育・スポーツ振興の発展に貢献した者。（故人を含む）

（２）優秀指導者賞

長期にわたり、監督・コーチ及び地域・職場などにおいて選手の育成強化またはスポーツの普及指導に努めその成果をあげ、本町の体育・スポーツの発展に貢献した者。（故人を含む）

（３）最優秀スポーツ賞

全国大会において優勝した選手またはチーム。

（４）優秀スポーツ賞

全国大会において入賞（３位）した選手またはチーム。

（５）スポーツ賞

全国大会出場、中国地区大会入賞(3位)、した選手またはチーム。

（６）スポーツ奨励賞

県大会において優勝した選手またはチーム。

（表彰の要件）

第３条　表彰の要件は次のとおり。

（１）体育功労賞・優秀指導者賞については同時に表彰しない。

（２）団体戦の場合、大会登録メンバー（補欠含む）を対象とする。

（３）全国大会及び中国地区大会については、予選会(選手選考会等)を通過しているものとする。

（４）対象期間は、前年の１月１日から１２月３１日までを対象とする。

（５）対象者は、本町に住所を有する者とする。（学業のため転出した学生も対象）

（６）規程に該当しない場合でも表彰にあたいすると本会が認めた場合は表彰する。

（選　考）

第４条　琴浦町スポーツ協会に加盟している団体及び理事会等の推薦に基づき、選考委員の審査によって決定する。

（選考委員）

第５条　選考委員は、会長・副会長・理事長・副理事長・幹事で構成する。

（表彰の時期及び方法）

第６条　表彰は毎年１回とし、時期及び方法については、選考委員会において決定する。この規程により表彰するときは、表彰状及び記念品を贈る。

第７条　この表彰の改廃は、総会において決定する。

附　則　この規程は、平成１６年１２月８日から施行する。

附　則　この規程は、平成２７年１２月１５日から施行する。

附　則　この規程は、令和３年１月１５日から施行、同年４月１日より適用する。